

## 在宅医療に資する遠隔医療機器を搭載した訪問診療用車両（ヘルスケアモビリティ）の導入に係る補助事業について

R5. 8. 10 北海道地域医療推進局地域医療課

### 1 ヘルスケアモビリティに係る補助事業の考え方

ヘルスケアモビリティとは

- ・医療のためのモニター及びタブレット等の通信機器並びに遠隔聴診器、携帯型心電図、及びエコーなどの医療機器を搭載した車両のこと
- ・看護師やドライバーは、当該車両に乗車し、患者宅を訪問。医師は、医療機関にいながらオンラインで診察し、看護師による処置や検査を実施

ヘルスケアモビリティの導入経費うち次の備品購入費が補助対象となる。

①**車両本体・通信機器（モニター、タブレット等）**については、在宅患者等に訪問診療を行う医療機関における、ICTを活用したコミュニケーションツール等の設備整備を補助する、「**遠隔医療促進事業費補助金**」の「**在宅患者遠隔支援事業**」が対象。

②**上記の車両に搭載する医療機器（遠隔聴診器、携帯型心電図等）**については、訪問診療用のポータブル医療機器の購入経費を補助する、「**在宅医療体制強化事業費補助金**」の「**診療用ポータブル機器等整備事業**」が対象。



### 2 補助事業概要

#### ①遠隔医療促進事業（在宅患者遠隔支援事業）

##### 在宅患者遠隔支援事業設備整備事業

ICTを活用したコミュニケーションツール等の設備整備を行い、在宅患者等の遠隔医療等を行うことに対して補助。

対象経費	実施主体	補助基準額	補助率
在宅患者遠隔支援に必要な委託料、備品購入費（取付工事料を含む）	所在する在宅医療圏内に在宅療養支援医療機関がない在宅患者に対して訪診療を行う医療機関又は同一在宅医療圏内において、16kmを超えて訪問診療を行う医療機関	5,000千円	1/2以内

#### ②在宅医療提供体制強化事業

##### 訪問診療用ポータブル機器等整備事業

在宅医療を実施している、または実施しようとする医療機関において、ポータブルのエコー、心電図、X線装置など訪問診療の充実に資する医療機器購入経費に対し補助。  
※訪問診療用として使用するものに限る。

対象経費	実施主体	補助基準額	補助率
訪問診療用のポータブル機器等の整備に必要な備品購入費	医療機関 郡市医師会 訪問看護ステーション	医療機関・訪問看護ステーション 3,000千円 郡市医師会 6,000千円	1/2以内

##### ○留意事項

医療機関においては、診療報酬上の往診料又は訪問診療料を算定している、年度内に算定する見込みであること。

※申請にあたっては、遠隔診療の対象となる患者の所在地域における医療資源の状況等、遠隔医療による診療の必要性を確認させていただきます。